

令和 3 年(2021 年)12 月 20 日

## 中山五月台小学校の跡地活用について

企画経営部 施設マネジメント課  
管理部 学事課

## 1 地域からの意見・要望

## (1) 中山台地区教育環境適正化検討委員会からの意見書&lt;抜粋&gt;H30.4.12

## 第 5 章 附帯意見等

## II 統合後の施設利用について

説明会では、統合後の中山五月台小学校の体育館や運動場の跡地利用について、現時点で具体策を明らかにすることや、社会体育団体が継続して使用できるよう要望型の意見が多数寄せられた。

統合の方法や使用する学校施設は、今後、具体的に検討が進められますが、統合後の幼稚園を含む施設利用については、地域と協議しながら、早期に具体的な検討を進めてください。

(2) 中山台地区社会体育団体を含めた中山五月台小学校跡地利用の影響を受ける団体一同  
「中山台地区学校園規模の適正化における中山五月台小学校跡地の利用について<意見書>」<抜粋>R2.7.1

3. 廃校後、利用不可期間を作らないため、売却先、譲渡先等の跡地利用が決まらない場合には、現状通りの利用を可能とすること

## (3) 社会体育団体（地域）を対象とした意見を聞く会

- ① 令和 2 年(2020 年)8 月 22 日
- ② 令和 3 年(2021 年)2 月 13 日
- ③ 令和 3 年(2021 年)3 月 21 日
- ④ 令和 3 年(2021 年)6 月 12 日

## 2 跡地（体育館・運動場）利用に係る課題

## (1) 利用に係る経費負担

電気、水道、法定点検費、設備整備費等の負担

## (2) 法令上の課題

- ① 学校教育法における位置づけ（学校）
- ② 都市計画法、建築基準法における用途地域（第一種中高層住居専用地域）
- ③ 消防法における防火対象物（集会所）

### (3) 施設管理の課題

#### ① 施設管理者（ハード面）

法定点検、機械警備、安全点検、修繕が必要な場合の対応等

#### ② 施設管理者（ソフト面）

鍵の管理、防火管理者、日常点検（日々の施設管理）等

## 3 跡地（体育館・運動場）利用に係る対応

### (1) 経費負担

学校施設の一部を専有している他校の例により、使用に係る経費の一部を利用者に負担を求める。

### (2) 法令上の課題と施設管理

中山五月台小学校の閉校後の施設は、暫定的取扱いとして中山台小学校の教材倉庫等として使用する附属施設としての学校として位置付け、教育委員会により管理を継続する。

### (3) 利用可能期間

上記（2）の法令上の課題から、暫定的取扱いとしているため、利用可能期間を2年間までの期間とする。

ただし、利用可能期間中であっても、市が施設上、安全に使用することが困難であると判断した場合は、利用可能期間を中断し、その段階で施設を閉鎖する。

また、施設修繕は行わないことから、その必要性が生じた段階においても、利用可能期間を中断し、その段階で施設を閉鎖する。

### (4) 使用許可

中山五月台小学校の施設を利用している社会体育団体で組織する団体を結成し、その団体に使用を許可する。（確認書を締結）